

管理者募集要項等に関する質問票に対する回答

No.	書類の名称	該当ページ	質問事項	回答
1	様式3-3 収支見積書 2 支出内訳		人件費の中の福祉厚生費とは聞いたことがない言葉です。この項目にどのような経費を予算建てるのか、わかりません。福利厚生費の間違いですか？ 人件費項目には消費税が課せられない項目しか入れられないので、人件費に福利厚生費をいれることはできないはずですが。	(誤) 福祉厚生費 (正) 福利厚生費 (誤) 施設賠償損害保険(公用車) (正) 施設賠償責任保険、自動車保険 また、これはあくまでも様式3-3内での項目分けとなっております。人件費以外の管理業務費も、便宜上人件費に含んでいます。
			一般管理費 施設賠償損害保険(公用車)とは？ 施設賠償保険は施設内の設備、備品が損害を受けた時の損害を補償するための保険ですが、施設設備、備品と無関係の(公用車)の記載があるのはどのような意味があるのでしょうか また、その保険とは何をどのように補償する保険なのでしょうか？	その他、内容について詳細不明な部分がありましたので、項目の内訳を追加しております。別添「様式3-3修正版」をご確認ください。
3	募集要項	4ページ	令和9年の指定管理料は令和8年の経費に52万ほど上乗せされていますが、物価上昇率、人件費高騰が現状と同じと想定すると(人件費、物価上昇率の平均3.7%程度)と見込むと97万程度が必要で、45万ほど不足します。 年間300万という急激な削減に加えて、なお不足分が発生するのでは、年度が進むごとに運営は厳しくなることが予想されますが、市としてはどのように考えているのでしょうか。	人件費については、パート職員4.083%(直近3年間の埼玉県最低賃金伸び率の平均)、正職員2.21%(埼玉県企画財政部、埼玉県人事委員会資料より算出)の上昇率で精算しております。 物価上昇率については、自家用工作物(年間15万円)を市負担に変更したこと、日曜休館に伴う経費削減を踏まえ、さらに精算項目であるため、見込んでおりません。不足した場合は、精算の上翌年度に追加支給を行う予定です。
			指定期間 当法人は3年間の契約で2期(6年)指定管理業務を行ってきました。 2024年の総務省の資料によれば、全国の指定管理者の契約期間3年が13.3%、5年が72.7%で、契約期間を延長する自治体は増加傾向にあると指摘しています。 以前の連合長寿会は最後の契約期間は5年でした。 そうであるならば、当法人の何が問題で、契約期間の検討も行われないのか、説明していただきたい。契約期間3年は雇用も安定せず、事業も継続的な計画ができません。 なぜ、いつも3年という不安定さの中で事業をおこなわなければならないのでしょうか？ その根拠は？	高齢者を取り巻く環境などが変化しているため、長期の5年間の指定管理期間は望ましくないと考え、引き続き3年間を選択しています。
5		5ページ	3年で920万(年間300万程度)の減額になっています。2024年の人件費上昇率が4.1%であり、2025年6月の物価上昇率が3.3%と公表されています。今後さらに上昇傾向である状況の中で、大幅な減額の積算根拠を数字で示してください。 当法人の場合 送迎バス業務を業務委託に抛らず、自社ハイエースにて行ってきたことで、経費が削減できたことは事実です。しかし、募集要項6P(9)によれば自社送迎は特例として認められているだけであるので、経費削減は当法人の企業努力といえ、その剰余金の返還は求められていませんでした。 日曜休館に伴う経費削減、自家用電気工作物保守経費の削減なども鑑み、さらに物価、人件費上昇率を考慮しても、300万の減額が妥当である根拠を明示してください。	送迎バス業務 (前回)8,244,720円(今回)3,400,000円(差額)4,844,720円 前回は、大型バスを借り業務委託した場合の積算を行いました。現状を踏まえ、大型バスでなく普通車両での送迎が可能と判断しましたので、普通車両による送迎業務として積算しています。
			取益事業に清算方式(または返還方式)を持ち込むことの意味 当法人の指定管理者業務は収益事業と判断されて課税され、納税しています。 にもかかわらず、多くの勘定科目で清算方式(予算を上回る場合は“適切な理由”が必要で、下回ったときは理由を求めず返還する、では実費弁償と変わらない)を採用することは、課税、納税している事業への対応としてふさわしくないと考えられるが、市としてはどのように考えているのでしょうか。 大幅な減額をしたうえで、さらに勘定科目ごとに清算方式という曖昧なシステムの導入にはどのような意図と目的があるのでしょうか。 また、清算方式の内容が曖昧過ぎて、剰余金の返還、補償についてはトラブルを避けるためにも、「規定」が必要と考えますが、どのようにお考えでしょうか。 注)国税庁の通達15-1-28 または 1-1-11によれば、指定管理者の事業収益は実費弁償(剰余金はすべて委託者に返す)であれば、非課税。それ以外は請負業とみなされ、課税対象となっています。最近では公益事業を行う指定管理者を請負業ではなく、「行政処分の附款」とみるべきという意見(国税庁のHPに論文が掲載されている)もみられるが現実的には上記の2択になっている。	精算項目については、社会情勢の変化を受けたり、予算と実際の金額に乖離が生じたりする項目を設けております。 なお、精算項目についての申告は、NPO法人の場合、「実費弁償による事務処理の受託に係る事業の確認届出」を管轄の税務署に申請し、承認を受けることによって5年間不要となる、ということを経済課へ確認いたしました。 精算の規定については、基本協定内で定め、詳細については年度協定で定めます。